

# 3 登録申請の方法

## 1 登録申請について

### (1) 申請の方法

申請の方法	内 容	参照ページ
個人申請	主任者登録を受けようとする個人（以下「登録申請者」という）が単独で申請する方法	9～10ページ
団体申請	登録申請者が所属する団体を經由し申請する方法 ・ 団体責任者にインターネットを利用する環境が必要になります。 ・ 登録手数料は、団体責任者が一括して払込みますので各登録申請者が払込むことは不要です。 ・ 団体責任者がインターネット上で申請の種別および申請状況の確認を行うことができます。	<b>【Aパターン】</b> 登録申請者が申請書類を直接申請受付窓口に郵送する方法  11～18ページ
		<b>【Bパターン】</b> 団体責任者が団体内で登録申請者の申請書類を取りまとめ、申請受付窓口に郵送する方法  11～18ページ

いずれの場合も、申請書類は郵送（簡易書留郵便）による提出となります。

所属団体（会社）のある方は、団体（団体責任者）に確認のうえ申請方法を決定してください。

※申請の種別とは…「更新申請」か「更新申請以外の申請」かの別。

**33P** 「主任者登録の更新」参照

### (2) 登録手数料

一人3,150円（消費税額なし）です。

申請の受理後は、理由のいかんにかかわらず返還いたしません。

#### ※申請の受理とは

個人申請の場合、登録申請者が登録手数料を払込んだうえで、申請書類を提出し、申請の受付で不備がないことを協会が確認できた状態をいいます。

団体申請の場合、協会が登録申請者の申請書類に、不備がないことを確認後、団体責任者が登録手数料を払込み、協会がその入金を確認できた状態をいいます。

申請の方法	内 容	参照ページ
個人申請	この手引きに縦込みの「銀行振込依頼書」を使用し、銀行窓口で振込みし、銀行の受付印が付された「A払込受付証明書」原本を登録申請書の所定の場所に貼付してください。	9ページ
団体申請	団体責任者は、インターネット上で申請の確定を行ったときに提示される振込先銀行・口座番号に、申請の確定を行った人数分の登録手数料を一括して振込んでください。	16ページ

### (3) 登録講習の免除について

個人申請と団体申請では、登録講習が免除（申請時に登録講習の修了証明書の写しが不要）となる期間が異なりますのでご注意ください。

申請の方法	内 容
個人申請	資格試験に合格した日から <b>10ヵ月以内</b> に主任者登録の申請（申請書類郵送時の消印有効）をする場合は、登録講習機関が行う登録講習の受講は不要です。 10ヵ月を超える場合は、申請の前日6ヵ月以内に行われる当該登録講習を受講し（eラーニング講習は、各月の指定された講習修了日が基準）、申請時に修了証明書の写しを添付する必要があります。この場合、修了証明書の写しがないときは、申請を受理できませんのでご注意ください。
団体申請	資格試験に合格した日から <b>9ヵ月以内</b> に主任者登録の申請（申請書類郵送時の消印有効）をする場合は、登録講習機関が行う登録講習の受講は不要です。9ヵ月を超える場合、個人申請をしていただく（合格日から10ヵ月以内の場合）か、申請の前日6ヵ月以内に行われる当該登録講習を受講し（eラーニング講習は、各月の指定された講習修了日が基準）、申請時に修了証明書の写しを添付する必要があります。

#### (4) 申請に係る書類等の期限について

書類等	期限	期限の算出起点日
身分証明書	官公署発行の書類 発行日から3ヵ月以内のもの	期限の算出起点日は、主任者登録申請日（申請書類郵送時の消印有効）です。
住民票の抄本		
戸籍抄本		
登録講習の修了証明書の写し	講習修了日が申請日の前6ヵ月以内となっているもの	書類に不備等があり、申請を受理できないときは、当該不備の補正日（当該補正書類郵送時の消印有効）が期限の算出起点日となります。 ※左記期限を超えた場合は、申請を受理できませんのでご注意ください。
登録講習の免除（※）	資格試験の合格日から10ヵ月以内に申請 （団体申請の場合は、9ヵ月以内でないと受付できません。）	
登録更新の申請（※）	主任者登録の有効期限の日の6ヵ月前から2ヵ月前までに申請 （団体申請の場合は、6ヵ月前から3ヵ月前まででないと更新の申請として受付できません。）	

※団体申請は、下記の通り個人申請に比べて3週間以上の日数を要するため、個人申請より1ヵ月前に申請の期限を設定しています。

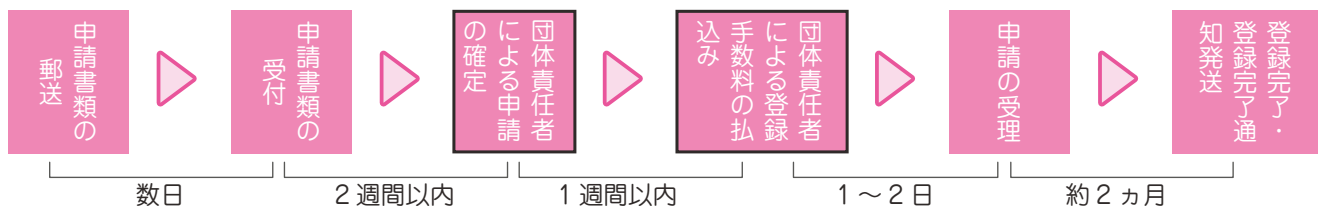
#### (5) 登録に要する期間

登録申請の受理から登録が完了し、登録完了通知が発送されるまで、約2ヵ月の期間を要します。

※登録の拒否要件の審査の状況により、2ヵ月を超える場合があります。

**注意!!** 主任者の設置と登録行政庁への届出に関する方および団体責任者は、申請に係る手続きに必要な期間を十分に考慮し、早めの手続きまたはその指示を行ってください。

#### (団体申請の流れ)



#### (個人申請の流れ)



## (6) 協会の登録事務について

申請はいつでも行うことができますが、当協会が登録事務を行うにあたり、以下の通り登録事務の開始日を設定しています。

次項以降に案内する登録手続きに係る協会の事務はすべて、登録事務の開始日から行います。

各種申請の受理日	登録事務の開始日
1日～15日	16日（16日が土日祝の場合は翌営業日）
16日～月末	翌月1日（1日が土日祝の場合は翌営業日）

※上記予定日は、変更することがあります。

## (7) 協会ホームページについて

協会ホームページの「貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録の主任者登録」にも主任者登録に関して以下の内容を掲載しています。

日本貸金業協会

内 容	掲載について
主任者登録の概要	登録の手引きと同じ内容
「主任者登録の手引き」のダウンロード	インターネットのみの掲載
申請に係る書式のダウンロード (銀行振込依頼書および登録申請用封筒以外の書式はすべてダウンロードできます。)	
「主任者登録の手引き」冊子の取得方法について	
マイページメニュー (30ページ 「マイページの登録」参照)	
団体責任者メニュー (11ページ 「団体申請」参照)	